



VOL.77

トクちゃん新聞

8月号

中1息子 夏休み突
入2日前に左腕骨折
(旅行計画練り直し)



平成25年8月7日
徳野会計事務所

〒530-0041
大阪市北区天神橋2-3-8
MF南森町ビル3階

TEL: 06-6809-2205
FAX: 06-6809-2206
URL: <http://www.ft-tax.com/>
mail: info@ft-tax.com

● おかげ地藏

決して信心深くない私ですがここ4年ほど、自宅最寄駅にある「おかげ地藏」さんに毎日朝夜、お参りしています。前厄の年に、ある人から薦められたのがキッカケですが、いまでは、**完全に日課**となりました。お参りする際には、何も考えず、**とりあえず「おかげさまで」と唱える**んですが、これに続ける言葉は**自然と前向きな言葉**になり、一日をいい形で締めくくれているような気がします。本当に何にも無いときでも、「おかげさまで無事帰ってきました！」です。感謝することはたくさんあるけど、**感謝するタイミングがなかなか見つけれられないという方**には、お地藏さん、なかなか、オススメです。



担当: 徳野



● 繁忙期に備えて

会計事務所の仕事は、夏から11月頃まで比較的忙しさがマシな時期です。12月以降は繁忙期に入りますので、それまでの期間いろいろやりたいところです。今年は、**サーバー内にあるデータの整理・整頓**をする予定です。整理が苦手な徳野がいきあたりばったりで作って来たデータフォルダを、しっかりルール付けして階層にも制限をつけて整理していきます。**目標は新入社員でもどんな資料がどこにあるかわかる状態**です。皆さんの会社ではいかがでしょうか？階層が5つも6つも、ひょっとしたらもっともって深くまであったりしませんか？



◆ 所得拡大促進税制の創設

担当: 井上



個人の所得を増加させる目的で、従業員に対する給与・賞与を増加させた場合に税額控除を受けられる制度ができました。また昨年創設された雇用促進税制については、控除額が2倍に拡充されました。

1. 対象となる法人

- ① 給与等支給額が基準事業年度(適用初年度の前年度)の給与等支給額と比較して**5%以上増加**
- ② 給与等支給額が前事業年度の給与等支給額を**下回らないこと**
- ③ 平均給与等支給額(一般的には従業員一人当たりの支給額)が前事業年度の平均給与等支給額を**下回らないこと**

2. 税額控除額

- ・増加額の**10%**が税額控除されます。
- ※法人税額の**20%**(中小企業の場合)が限度になります。

<具体例>

	雇用者給与等 支給額 4,000万円 基準年度	雇用者給与等 支給額 5,000万円 適用1年目
従業員数	10名	12名
平均給与等支給額	400万円	416万円

① 5,000万円-4,000万円=1,000万円 ≥ 4,000万円 × 5% = 200万円

② 5,000万円 ≥ 4,000万円

③ 416万円 ≥ 400万円

①、②、③すべての要件をクリア → 適用可能

(5,000万円-4,000万円) × 10% = 200万円 ← 税額控除額可能額

※法人税額の20%を限度



※適用初年度の具体例です。2年目以降は計算が異なります。

◆ 社長のための「非常識な会計」のルール

担当: 井上



会計事務所という職業柄、私は今まで何冊かの会計本を読んできましたが、この本は、一般的な会計本と少し違い、「現実的な儲け」に着目して書かれており、実用的な内容が多くて参考になる書籍のひとつでした。以下、本文の一部です。

成功の法則としてひとつ言えることは「**試行錯誤が下手な会社は成功できない**」ってことです。いろいろなことを試し、うまくいかなければ直ちにやめて次のことを試してみる。そういうトライ＆エラーを上手に繰り返している会社は、成功しやすい会社なんだと思っています。このときに大事なポイントは、「**なるべく早く失敗に気づき、なるべく早く中止する**」ことです。「なるべく早く中止するため」にどうすればいいかと言うと、いろんなプランを試す前に、必ず計画値を作っておいて、結果が計画をどの程度下回ったら失敗と断定するか、その基準をあらかじめ設けておくことです。初めから計画があるから、それを実績と比較して、成功したか失敗したかを判断できるわけです。経営に予算を作って、実績との比較を経営に生かすっていうのは、**試行錯誤や学習を最適化するために非常に重要な手法**なんです。

この本を読み私自身が感じたことは、日常生活においても**失敗だと気付かず、成功だと思い込んでしまうことが多々あります**。そういった思い違いをなくすため、いろんなことを試してみて、失敗し、そしてその失敗を認める。それを繰り返してたくさんの経験値を得ていかなければならないと改めて感じることができました。

[書籍名]社長のための「非常識な会計」のルール

[著者]村形聡

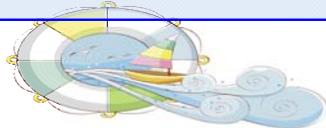
[出版社]日本実業出版社



◆ 税務スケジュール(8月)

8月12日(月)

- ・7月分 源泉所得税の納付
- ・7月分 住民税の納付(特別徴収)



9月2日(月)

- ・6月決算法人 確定申告
- ・12月決算法人 中間(予定)申告
- ・9月12月3月 消費税3か月ごとの中間申告
- ・個人事業者 消費税中間申告
- 振替納税の場合は9月27日(金)引落
- ・7月分社会保険料
- ・個人事業税 第1期分納付
- ・住民税 第2期分納付(普通徴収)

担当: 廣島



◆ 同じデータを複数のセルに一括入力する方法(Excel)

担当: 岡村



離れた場所にある複数のセルに同一データを入力するには、あらかじめ入力したいセルを選択(Ctrl+左クリック)しておき、そのうちの一つのセルにデータを入力し、Ctrl+Enterで確定させます。これで複数選択しているセル全てに同一のデータを一括入力することができます。

	A	B	C	D	E	F
1	テスト成績表					
2	生徒名	こくご	さんすう	りか	しゃかい	
3	梅田	80	75	64	84	
4	難波	95	45		78	
5	心斎橋		83	69	欠席	
6	天王寺	75		72	64	

C5、D6、E4、F5を
Ctrl+クリックで選択。
F5で"欠席"と入力し、
Ctrl+Enterで
入力内容を確定させる。



	A	B	C	D	E	F
1	テスト成績表					
2	生徒名	こくご	さんすう	りか	しゃかい	
3	梅田	80	75	64	84	
4	難波	95	45	欠席	78	
5	心斎橋	欠席	83	69	欠席	
6	天王寺	75	欠席	72	64	

◆ 電子手形・でんさいの活用

印紙税の節税

担当: 池田



先日、顧問先様から「でんさい」の会計処理についてご相談がありました。取引先様からのお誘いで登録された顧問先様も、事務効率や管理コスト面でメリットが大きいと喜んでおられました。
でんさいとは、全国銀行協会が設立した「でんさいネット」で取扱われる電子記録債権のことです。
これまでの手形・売掛債権の問題点を克服した新たな金銭債権です。
全国の金融機関を通して全ての事業者が振出人・受取人として参加できます。



●メリットとして

- ・手形の発行・振込み手続等の事務負担の軽減
- ・手形の搬送の手間・コストの軽減
- ・手形と異なり、印紙税は課されません
- ・必要な分だけ譲渡や割引ができる

●デメリットとして

- ・発生記録や譲渡記録を行う際に手数料がかかる(手数料は各金融機関で違いがある。)
- ・パソコンやインターネットをそれほど活用していない中小企業にとっては電子手形のシステム導入や維持管理が負担になる可能性がある
- ・取引先も取引銀行等で利用者登録承認手続きをする必要がある。

尚、会計処理は債権発生の場合は「電子記録債権」、債務発生の場合は「電子記録債務」、手形でいう割引を行った場合の手形売却損は「電子記録債権売却損」と表示します。

「でんさい」についての詳細はでんさいネットホームページ(<http://www.densai.net/about>)をご覧ください。

◆ スタッフより

暑中お見舞い申し上げます。

担当: 池田



早いもので今年も7ヶ月が経ちました。

■池田家の本年ビッグイベントの長女の挙式も3月に無事完了し、二人新居にて仲良くけんかをしながら、共働きで格闘の日々を送っております。気の強い長女ゆえ婿どのも大変かと思いますが、ジタバタせず、これは人生の試験、会社でいう税金のようなものだと思いきらめてください。

■就活中の二女もお蔭様で内定をいただきましたが、第一志望の企業の合格目指して終盤戦、奮闘しております。

■私はゴルフでハーフ45を目標にしておりましたが道は遠そうです。本年、後半戦はハーフ2時間に変更しようかと思っております。



脅威の暑さと多湿の気候ですが、御身ご自愛くださいまして皆様のご健勝ご活躍をお祈り申し上げます。

◆ 税務クイズ

担当: 廣島



第一問 先月7月に参議院議員選挙がありました。日本で初めて行われた選挙、明治23年の衆議院の総選挙は、誰でも投票できるものではなく納税額で決められていた。

○か×か?

第二問 日本ではオリンピックで金・銀・銅のメダルを取るとJOCから報奨金がでます。これにも課税される。

○か×か?



第一問 正解は「○」です。

選挙権は直接税(地租と所得税)15円以上を納める25歳以上の男子に限られていて、45万人(人口の1.14%)しか選挙権を持っていませんでした。

第二問 正解は「×」です。

平成6年1月から非課税扱いになり、税金がかからなくなりました。2020年オリンピック開催地決定まであと1か月ほどとなりましたが、開催地はどこになるのでしょうか。楽しみです!